

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十一月三十日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則九―四〇―四〇

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間) 第五条 給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間は、給与法の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>一 第一条第三号から第五号までに掲げる職員(同条第四号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間については、その全期間</p> <p>二 育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>四 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)については、その二分の一の期間</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>五 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業法第十六条の規定により読み替えられた給与法第六条の二に規定する算出率をいう。第十一条第二項第五号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間</p>	<p>(期末手当に係る在職期間) 第五条 給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間は、給与法の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。</p> <p>一 第一条第三号から第五号までに掲げる職員(同条第四号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間については、その全期間</p> <p>二 育児休業法第三条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>四 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)については、その二分の一の期間</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>五 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業法第十六条の規定により読み替えられた給与法第六条の二に規定する算出率をいう。第十一条第二項第五号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間</p>